

答 申 第 2 4 号

平成16年5月12日

大阪府知事

太田房江様

大阪府環境審議会
会長 南



大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例
第7条第2項の基準について（答申）

平成16年5月12日付け環保第1105号で諮問のあった標記について、別添のと
おり答申します。

大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例

第7条第2項の基準について

(答申)

平成16年5月

大阪府環境審議会

目 次

○ 廃自動車認定基準

参考資料

- 1 廃自動車認定基準の考え方
- 2 大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例
(平成16年大阪府条例第7号)
- 3 道路運送車両法(抜粋)

廃自動車認定基準

以下の項目について、滅失又は破損^{※1}等に該当する場合は、それぞれの点数を加算し、その合計点が3点以上の車両を廃自動車とする。

ただし、補助項目のみによる合計点が3点以上であっても、廃自動車としての認定はできないものとする。

【最重要項目：各3点】

部品名等	該当	部品名等	該当	部品名等	該当
エンジン		車軸		燃料タンク	
トランスミッション		車枠		ラジエター	

【主要項目：各2点】

部品名等	該当	部品名等	該当	部品名等	該当
サスペンション		バッテリー		タイヤまたはホイール	
ハンドル		ブレーキパッド		シフトレバー	
アクセルペダル		ブレーキペダル			
車台番号、ナンバープレートまたは車検切れ ^{※2}					

【補助項目：各1点】

部品名等	該当	部品名等	該当	部品名等	該当
ボンネット		シートベルト		ワイパー	
前照灯		尾灯		方向指示器	
バックミラー		サイドミラー		計器類	
座席		バンパー		ドア	
窓ガラス		場所 ^{※3}		塗装の汚れやさび等	
車内の著しい汚損 ^{※4}					

※1 破損とは、外観により当該部品の本来の機能が果たせないと容易に判断できる破損をいう。

※2 車検切れとは、フロントガラスの検査標章(車検シール)などにより判断し、自動車検査証の有効期間を満了している場合をいう。それらが無い場合も該当するものとする。

※3 場所とは、山林・河川敷や廃棄物の不法投棄がある場所など、通常の駐車場所として考えられない場所をいう。

※4 車内の著しい汚損とは、消火器のまき散らしなどによる著しい汚損をいう。

廃自動車認定基準の考え方

1 認定基準作成の基本的視点

- 廃自動車認定基準は、公正かつ放置自動車の外観の状態等から客観的に判断できるものであること。
- 明確かつ容易に判断できるものであること。
- 迅速に廃自動車と認定できるものであること。

2 認定基準の方式

- 点数式

各判断項目に対して、自動車の機能としての重要性などに基づき重み付けした点数を配点し、放置自動車の該当する項目の配点を合計した得点で、廃自動車の認定を行う。

3 認定基準における判断項目設定の考え方

- 道路運送車両法(第41条)に基づく保安基準に適合しなければ運行の用に供することが禁止されている部品の滅失破損
- 放置する意思もしくは所有権の放棄が推定される状況
- 道路運送車両法で運行の用に供することが禁じられている車両状況

4 判断項目の分類

- 最重要項目分類

- ・ 滅失または破損していると物理的に自動車として走行できない部品であり取付けや交換など容易に修復ができない部品の滅失破損

○ 主要項目分類

- ・ 滅失または破損していると物理的に自動車として走行できない部品であるが、取付けや交換などにより比較的容易に修復ができる部品の滅失破損
- ・ 放置する意思もしくは所有権の放棄が推定される車台番号の削り落とし、または道路運送車両法で運行の用に供することが禁止されているナンバープレートの滅失破損や車検切れの状況

○ 補助項目分類

- ・ 滅失または破損していても物理的に自動車として走行できる部品の滅失破損
- ・ 使用・保管・管理の形跡が認められないと客観的かつ容易に判断できる状況

5 廃自動車認定とする点数

- 最重要項目の滅失または破損は、自動車としての運行の用に供することが困難であることから、1個以上の項目が該当する場合に、廃自動車と認定できることとする。
- 主要項目の滅失または破損等は、自動車としての運行の用に供することが困難であるが最重要項目と比較して容易に修復ができる又は自動車の放置の意思が推定されるものであることから、2個以上の主要項目もしくは1個の主要項目と1個以上の補助項目が該当する場合に、廃自動車と認定できることとする。
- なお、補助項目の滅失または破損等は、自動車として走行するうえで大きな支障とならないことから、補助項目のみが3個以上該当しても、廃自動車認定はできないものとする。
- 以上から、項目に該当するときの点数は、最重要項目は1個につき3点、主要項目は1個につき2点、補助項目は1個につき1点とし、合算して3点以上の場合に、廃自動車として認定する点数とする。ただし、補助項目のみによる合計点が3点以上であっても、廃自動車としての認定はできないものとする。

平成一六年三月三〇日公布

大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、放置自動車の適正な処理に関し必要な事項を定め、放置自動車により生ずる支障を速やかに除去することにより、府民の安全で快適な生活環境の保全及び地域の美観の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 自動車 道路運送車両法（昭和二十六年法律第一百八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。
- 二 放置 正当な権原に基づき置くことを認められた場所以外の場所に相当期間置かれていることをいう。
- 三 放置自動車 放置されている自動車をいう。
- 四 所有者等 自動車の所有権、使用权又は占有権を有している者及び自動車を放置し、又は放置させた者をいう。

(放置の禁止)

第三条 何人も、正当な理由なく自動車を放置し、若しくは放置させ、又はこれを放置し、若しくは放置させようとする者に協力してはならない。

(調査等)

第四条 知事は、府が所有し、又は管理する土地（以下「府有地等」という。）に放置自動車があるときは、規則で定めるところにより、その職員に、当該放置自動車の状況、所有者等その他の事項を調査させるとともに、当該放置自動車の撤去を促すために警告書を当該放置自動車の見やすい箇所にはり付けさせることができる。

2 知事は、前項の規定により放置自動車を調査させる場合において、車外からの調査では所有者等が判明しないときは、その職員に、当該放置自動車が施錠されている場合にあっては、当該施錠を解除させ、その目的を達成するために必要な最小限度において車内等の調査をさせることができる。

3 前二項の規定により調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(放置自動車の移動及び保管)

第五条 知事は、府有地等に放置自動車がある場合において、府民の安全で快適な生活環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがあると認めるときは、当該放置自動車を移動し、及び保管することができる。

2 知事は、前項の規定により放置自動車を移動し、及び保管したときは、当該放置自動車が置かれていた場所を管轄する警察署にその旨を通知するものとする。

3 知事は、第一項の規定により放置自動車を移動し、及び保管したときは、当該放置自動車の所有者等に対し、規則で定めるところにより、その旨を通知しなければならない。ただし、当該放置自動車の所有者等が判明しない場合(所有者等の所在が判明しない場合を含む。以下同じ。)は、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(勸告及び命令)

第六条 知事は、府有地等(不特定又は多数の者の利用に供されているものに限る。)において、第四条第一項及び第二項の規定による調査の結果、放置自動車の所有者等が判明したときは、規則で定めるところにより、当該所有者等に対し、期限を定めて、当該放置自動車を撤去するよう勸告することができる。

2 知事は、前項の規定による勸告を受けた者がその勸告に従わないときは、規則で定めるところにより、期限を定めて、その勸告に従うべきことを命ずることができる。

(廃自動車認定)

第七条 知事は、第四条第一項及び第二項の規定による調査の結果、放置自動車の所有者等が判明しない場合において、当該放置自動車が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該放置自動車を廃自動車と認定することができる。

一 第四条第一項の規定による警告書のはり付けの日の翌日から起算して十四日を経過していること。

- 二 自動車としての本来の機能を失っていること等により、運行の用に供することが困難であること。
- 2 知事は、前項第二号に該当するかどうかを判断するた
めに用いる基準を定めるものとする。
- 3 知事は、前項に規定する基準を定め、又は変更しよう
とするときは、あらかじめ、大阪府環境審議会の意見を
聴かなければならない。
- 4 知事は、第二項に規定する基準を定め、又は変更した
ときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。
- 5 知事は、第二項に規定する基準に該当するかどうかを
判断することが困難なときは、大阪府環境審議会の意見
を聴かなければならない。
- 6 知事は、第一項の規定による認定をしようとするとき
は、規則で定めるところにより、その旨を周知させるた
め必要な措置を講ずるものとする。

(処分)

第八条 知事は、前条第一項の規定により放置自動車を廃
自動車と認定したときは、当該放置自動車の処分を行う
ことができる。

- 2 知事は、第四条第一項及び第二項の規定による調査の
結果、放置自動車の所有者等が判明しない場合において、
前条第一項の規定により当該放置自動車を廃自動車と認
定することが困難なときは、当該放置自動車に係る次の
各号に掲げる事項を公示するものとする。

- 一 第四条第一項の規定による警告書のはり付けの日
- 二 放置されている場所（第五条第一項の規定により知
事が保管している場合にあつては、放置されていた場
所及び保管している場所）
- 三 車名、塗色、種別及び道路運送車両法第九条に規定
する自動車登録番号又は同法第六十条第一項に規定す
る車両番号のうち判明しているもの
- 四 公示の日以後の取扱い
- 五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 3 知事は、前項の規定による公示の日から六月を経過し
た日以後に当該放置自動車の処分を行うことができる。

(費用の請求)

第九條 知事は、第一條の目的を達成するため、放置自動車の移動、保管その他の処理を行った場合において、当該放置自動車の所有者等が判明したときは、当該処理に要した費用を当該所有者等に請求することができる。

(規則への委任)

第十條 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第十一條 第六條第二項の規定による命令に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第七條第二項から第四項までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

道路運送車両法 (抜粋)

(定義)

第二条 この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。

2 この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であつて、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。

(登録の一般的効力)

第四条 自動車(軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。以下第二十九条から第三十二条までを除き本章において同じ。)は、自動車登録ファイルに登録を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

第五条 登録を受けた自動車の所有権の得喪は、登録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

(自動車登録番号標の封印等)

第十一条 自動車の所有者は、前条の規定により自動車登録番号の通知を受けたときは、当該番号を記載した自動車登録番号標を国土交通大臣又は第二十五条の自動車登録番号標交付代行者から交付を受け、国土交通省令で定めるところによりこれを当該自動車に取り付けた上、国土交通大臣又は第二十八条の三第一項の規定による委託を受けた者の行う封印の取付けを受けなければならない。

(自動車登録番号標等の表示の義務)

第十九条 自動車は、国土交通省令で定めるところにより、第十一条第一項(同条第二項及び第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により国土交通大臣又は第二十五条の自動車登録番号標交付代行者から交付を受けた自動車登録番号標及びこれに記載された自動車登録番号を見やすいように表示しなければ、運行の用に供してはならない。

(車台番号等の打刻)

第二十九条 自動車の製作を業とする者、自動車の車台又は原動機の製作を業とする者及び国土交通大臣が指定した者以外の者は、自動車の車台番号又は原動機の型式を打刻してはならない。

2 自動車の製作を業とする者、自動車の車台又は原動機の製作を業とする者及び前項の指定を受けた者が自動車の車台番号又は原動機の型式を打刻しようとするときは、その様式その他の国土交通省令で定める事項についてあらかじめ国土交通大臣に届け出

て、その届け出たところに従い、これをしなければならない。

- 3 国土交通大臣は、前項の届出に係る事項が適当でないと認めるときは、その変更を命ずることができる。

(打刻の塗まつ等の禁止)

第三十一条 何人も、自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻を塗まつし、その他車台番号又は原動機の型式の識別を困難にするような行為をしてはならない。但し、整備のため特に必要な場合その他やむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき、又は次条の規定による命令を受けたときは、この限りでない。

(自動車の装置)

第四十一条 自動車は、次に掲げる装置について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

- 一 原動機及び動力伝達装置
- 二 車輪及び車軸、そりその他の走行装置
- 三 操縦装置
- 四 制動装置
- 五 ばねその他の緩衝装置
- 六 燃料装置及び電気装置
- 七 車枠及び車体
- 八 連結装置
- 九 乗車装置及び物品積載装置
- 十 前面ガラスその他の窓ガラス
- 十一 消音器その他の騒音防止装置
- 十二 ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置
- 十三 前照灯、番号灯、尾灯、制動灯、車幅灯その他の灯火装置及び反射器
- 十四 警音器その他の警報装置
- 十五 方向指示器その他の指示装置
- 十六 後写鏡、窓ふき器その他の視野を確保する装置
- 十七 速度計、走行距離計その他の計器
- 十八 消火器その他の防火装置
- 十九 内圧容器及びその附属装置
- 二十 その他政令で定める特に必要な自動車の装置

(自動車の検査及び自動車検査証)

第五十八条 自動車(国土交通省令で定める軽自動車(以下「検査対象外軽自動車」という。))及び小型特殊自動車を除く。以下この章において同じ。)は、この章に定める

ところにより、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

- 2 自動車検査証に記載すべき事項は、国土交通省令で定める。

(新規検査)

第五十九条 登録を受けていない第四条に規定する自動車又は次条第一項の規定による車両番号の指定を受けていない検査対象外軽自動車以外の軽自動車（以下「検査対象軽自動車」という。）若しくは二輪の小型自動車を運行の用に供しようとするときは、当該自動車の使用者は、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行なう新規検査を受けなければならない。

第六十条 国土交通大臣は、新規検査の結果、当該自動車が保安基準に適合すると認めるときは、自動車検査証を当該自動車の使用者に交付しなければならない。この場合において、検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車については車両番号を指定しなければならない。

(継続検査)

第六十二条 登録自動車又は車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の使用者は、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を使用しようとするときは、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行なう継続検査を受けなければならない。この場合において、当該自動車の使用者は、当該自動車検査証を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 2 国土交通大臣は、継続検査の結果、当該自動車が保安基準に適合すると認めるときは、当該自動車検査証に有効期間を記入して、これを当該自動車の使用者に返付し、当該自動車が保安基準に適合しないと認めるときは、当該自動車検査証を当該自動車の使用者に返付しないものとする。

(臨時検査)

第六十三条 国土交通大臣は、一定の範囲の自動車又は検査対象外軽自動車について、事故が著しく生じている等によりその構造、装置又は性能が保安基準に適合していないおそれがあると認めるときは、期間を定めて、これらの自動車又は検査対象外軽自動車について次項の規定による臨時検査を受けるべき旨を公示することができる。

- 2 前項の公示に係る自動車（登録自動車並びに車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車に限る。以下この条において同じ。）又は検査対象外軽自動車の使用者は、当該公示に係る同項の期間内に、当該自動車又は検査対象外軽自動車を提示して、国土交通大臣の行なう臨時検査を受けなければならない。ただし、同項の公示に係る自動車で当該公示に係る同項の期間の末日の前に有効期間が満了した自動車検査証の交付を受けているものについて臨時検査を受けるべき時期は、当該有効

期間の満了後これを使用しようとする時とすることができる。

(自動車検査証の備付け等)

第六十六条 自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより検査標章を表示しなければ、運行の用に供してはならない。

(車両番号標の表示の義務等)

第七十三条 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車は、国土交通省令で定める位置に第六十条第一項後段の規定により指定を受けた車両番号を記載した車両番号標を表示し、かつ、その車両番号を見やすいように表示しなければ、これを運行の用に供してはならない。

(罰則)

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二 第二十九条第一項、第三十一条、第九十四条の五第二項（第九十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）又は第九十四条の五第三項の規定に違反した者

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条、第十一条第四項、第二十条第一項若しくは第二項、第三十五条第六項、第三十六条、第三十六条の二第六項（第七十三条第二項において準用する場合を含む。）、第三十六条の二第八項（第七十三条第二項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二第七項、第五十八条第一項、第六十九条第二項又は第九十九条の二の規定に違反した者

第七十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第一項（同条第二項及び第十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十一条第三項若しくは第五項、第十九条、第二十条第四項、第五十四条の二第四項、第五十四条の二第四項、第六十三条第六項、第七十三条第一項（第九十七条の三第二項において準用する場合を含む。）又は第九十八条第三項の規定に違反した者

七 第六十六条第一項（第七十一条の二第四項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定に違反して、自動車検査証若しくは限定自動車検査証を備え付けず、又は検査標章を表示しないで自動車を運行の用に供した者